

【フィリピン】反テロ法の制定

海外立法情報課 日野 智豪

* 2020年7月3日、国民の生命・自由・財産を保護することを目的に、テロを防止・禁止・罰すること等を規定した「反テロ法」が成立した。この法律により、2007年に制定された「人間の安全保障法」は、廃止された。

1 背景・経緯

2001年9月11日の米国同時多発テロの発生後、アメリカの「対テロ戦争」への協力の必要性、イスラーム過激派（ジェマー・イスラミア、アブ・サヤフ・グループ等）が南部ミンダナオ島を拠点としていたこと等から、フィリピンにおいて、反テロ法の制定が急務となった。しかし、フィリピン議会における法案の審議は長期化し、2007年2月19日、反テロ法上院案が「人間の安全保障法」¹に名称を変更した上で可決され、同年3月6日、グロリア・マカパガル・アロヨ（Gloria Macapagal-Arroyo）大統領の署名を経て成立した²。人間の安全保障法（全62か条）は、①テロを改正刑法典³の諸規定（反乱、暴動、殺人、誘拐等）、「毒物、有害物及び核廃棄物管理に関する法律」⁴等を援用することで規定していたこと、②反政府勢力をイスラーム過激派に限定していたこと等、現状に即していなかったため、新たな法整備が求められた。

2019年9月30日、反テロ法案（S.B.1083）がフィリピン議会上院に提出され、2020年2月26日、可決された。翌27日、法案は下院に送付され、同年6月5日、下院法案（H.B.6875）に修正を加えた法案として承認された。その後、上院法案及び下院法案が統合され、同年7月3日、ロドリゴ・ロア・ドゥテルテ（Rodrigo Roa Duterte）大統領の署名を経て、全58か条から成る「反テロ法」⁵が成立した⁶（同日公布、同年7月18日施行）。この法律により、人間の安全保障法は、廃止された。

2 反テロ法の内容

(1) 立法目的

国家安全保障及びフィリピン国民の福祉にとって、有害かつ危険であるとみなされるテロから国民の生命、自由及び財産を保護することを目的とする（第2条）。

(2) テロの定義

①人間の生命を危険にさらすことを意図した行為に携わること、②政府、公共施設、私有財産等に対する損壊又は破壊を意図した攻撃に携わること、③社会機能又は公共サービスの提供

* 本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、2020年9月10日である。

¹ Human Security Act of 2007 (R.A. 9372). <<https://www.officialgazette.gov.ph/2007/03/06/republic-act-no-9372/>>

² 遠藤聡「フィリピンにおける反テロ法の成立—人間の安全保障法」『外国の立法』No.233, 2007.9, pp.187-199. <https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_1000296_po_023311.pdf?contentNo=1>

³ The Revised Penal Code (ACT No.3815). <https://lawphil.net/statutes/acts/act_3815_1930.html>

⁴ Toxic Substances and Hazardous and Nuclear Wastes Control Act of 1990 (R.A. 6969). <https://lawphil.net/statutes/re/pacts/ra1990/ra_6969_1990.html>

⁵ The Anti-Terrorism Act of 2020 (R.A. 11479). <<https://www.officialgazette.gov.ph/downloads/2020/06jun/20200703-RA-11479-RRD.pdf>>

⁶ フィリピンの立法手続においては、議会の上下両院の各院に法案提出権があり、先議の院の最終読会で可決された法案が他方の院に送られ、審議される。上下両院の法案の調整のために、両院協議会（Bicameral Conference Committees）が開催される場合もある。遠藤 前掲注(2), p.197.

に不可欠なインフラに対する損壊又は破壊を意図した行為に携わること、④爆発物、生物兵器、核兵器、放射能兵器、化学兵器等の製造、所有、供給、使用等を行うこと、⑤火災、洪水又は爆発を引き起こすような危険物質を放出することを、テロと定義する。テロは、その実行段階を問わず、フィリピン国内外で、あらゆる者によって引き起こされるものである（第4条）。

(3) 罰則及び人道的免除

テロを行う意思を表明した者は、12年の禁錮刑に処される（第5条）。テロの計画、訓練、準備及び助長に加わることは、いかなる者においても法律違反とみなされ、仮釈放されることのない終身刑に処される（第6条）。上記の行為に及ぶため、フィリピンに入学した外国人テロリスト（第11条）、2名以上でテロの謀議を行った者（第7条）、テロリストに対する物資援助を行った者（第12条）も、同様の終身刑に処される。また、テロの提案（第8条）、テロの扇動（第9条）、テロ組織への勧誘等（第10条）を行った者は、12年の禁錮刑に処される。テロに参加せず、テロ支援、テロリスト又は共謀者の逃亡補助、隠匿等を行った者は、ほう助者とみなされ、同じく12年の禁錮刑に処される（第14条）。ただし、第12条の例外として、赤十字の国際委員会、フィリピン赤十字その他国際人道法に準拠する国家が承認した人道的組織等によって行われた人道的行為は、処罰されない（第13条）。

(4) 被疑者が行う通信の監視、傍受及び記録

法執行機関又は軍関係者は、控訴裁判所（Court of Appeals）の書面による命令に従い、テロリスト間の個人的な通信、会話、議論、情報等を密かに盗聴し、傍受し、検閲し、読解し、監視し、記録し、又は収集することができる。ただし、弁護士と依頼人、医師と患者、ジャーナリストとその情報提供者の間の通信の監視、傍受及び記録は、許可されない（第16条）。

(5) テロリスト個人、集団、組織又は団体の指定

反テロ評議会（Anti-Terrorism Council）は、国連安全保障理事会決議第1373号⁷に基づき、テロリスト個人、テロリスト集団又はテロ組織を指定した国連安全保障理事会の統合リストを自動的に採用するものとする。また、反テロ協議会は、第4条から第12条までの規定に基づき、テロリスト等の指定及び処罰を行うことができる（第25条）。

(6) 逮捕令状のない場合の拘留期間

被疑者が逮捕令状なしで拘留される日数は14日間とされ、①テロに関連する証拠を保存するため又は取調べを完了するため、更に拘留が必要である、②別のテロを防止するため、更に拘留が必要である、③取調べが適切に滞りなく行われている、の全てを満たす場合には、最長10日間まで拘留期間を延長できるものとする（第29条）。

(7) 取調べ・尋問での拷問・威圧の禁止

被疑者に対する取調べ及び尋問において、拷問、威圧及びその他の残酷かつ非人道的で被疑者の品位を傷つける扱いは、無条件に禁止される（第33条）。

(8) 反マネーロンダリング評議会の権限

反マネーロンダリング評議会（Anti-Money Laundering Council）は、自らの決定に基づき、又は反テロ評議会の要請に応じて、テロ資金供与に何らかの形で関与する個人又は団体の財産又は銀行預金等の資金を調査し、検分する権限を有する（第35条）。また、反マネーロンダリング評議会は、上記の個人又は団体の資産を凍結する権限を有する（第36条）。

⁷ United Nations Security Council Resolution (UNSCR) No. 1373. <https://www.unodc.org/pdf/crime/terrorism/res_1373_english.pdf>